

令和7年度

第10回東かがわ市農業委員会議事録

令和7年12月18日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月18日(木) 午後1時35分から午後2時45分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

会長	1番	田村 照栄	8番	榎本 貴之
職務代理	2番	砂川 哲也	9番	藤本 輝華
	3番	三谷 博計	11番	青木 大明
	4番	山本 一郎	12番	安部 哲弘
	5番	田中 稔	13番	三井 和彦
	6番	笹井 慎也	14番	松井 委昭
	7番	松枝 孝幸	15番	田中 卓臣

4. 欠席委員(3名)

10番	黒川 義明	17番	松岡 由美
16番	池田 正志		

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について
報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による変更許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第8号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

第3 その他

1月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

水口 経	塩田佐知子	黒田 寛子	宮川 美里	安部 俊貴
田中 亘				

7. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから令和7年度第10回東かがわ市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日の資料は先日タブレットにお送りしました議案書及び議案書資料と、机の上には12月12日にアイレックスの研修で、ご欠席された委員には2025年度農業委員会業務必携92号と当日の配付資料を配らせていただいております。</p> <p>それから、2点目が、農地パトロールの報酬の月ごとの明細を置いておりますので、12月25日に振り込み予定でございます。ご確認くださいと思います。</p> <p>なお、本日、池田正志委員、松岡由美委員から欠席のご連絡を頂いております。</p> <p>それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>～会長あいさつ～</p> <p>それでは、今月の議案、報告案件が2件、議案が8件ございます。また、ご審議いただきましてご決定を頂けますようお願いを申し上げまして、あと、座ったままで進行させていただきますこと、ご了承いただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは日程第1、署名委員の指名についてでございますが、恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、今月の署名委員、6番の笹井慎也委員、7番の松枝孝幸委員、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について、4件ございます。事務局より説明いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼いたします。報告第1号 農地法第18条第6項、解約通知報告についてご説明いたします。議案書は1ページから2ページになります。今月は4件の報告がございます。</p> <p>初めに、申請番号1番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■を含みます田2筆、合計面積は2,916平方メートルになります。令和4年3月から4年の期間で賃借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約になります。次案件は既に決まっております、申請は翌月以降となります。</p> <p>続きまして、申請番号2番、貸し手、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■■■■■■■を含みます田と畑7筆、合計面積は9,045平方メートルになります。令和6年1月から5年の期間で賃借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約になります。こちらについても次案件は既に決まっております、申請は翌月以降となります。</p>

	<p>続きまして、申請番号3番、貸し手、 、 様、借り手、 、 様。申請地は 、 の田1筆、合計面積は2,451平方メートルになります。令和6年11月から6年の期間で貸借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約になります。こちらについては議案第1号、申請番号5番でもご説明させていただきます。</p> <p>最後に申請番号4番、貸し手、 、 様、借り手、 、 様。申請地は の田1筆、合計面積は2,592平方メートルになります。令和6年11月から6年の期間で貸借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約になります。こちらについては議案第1号、申請番号5番でもご説明させていただきます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>報告第1号につきまして事務局の説明が終わりました。双方合意の上での書類提出となっております。ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について、今月9件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知についてご説明いたします。議案書は3ページから7ページになります。今月は9件の報告がございます。</p> <p>初めに申請番号1番、貸し手、 、 様、借り手、 、 様。申請地は を含みます田3筆、合計面積は2,092平方メートルになります。令和4年5月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、無償譲渡のため合意解約になります。こちらについては議案第1号、申請番号4番でもご説明させていただきます。</p> <p>次に、申請番号2番から4番については、貸し手、借り手ともに同じ方となるため、まとめて報告いたします。貸し手、 、 様、借り手、 、 様。申請地は を含みます田7筆、合計面積は6,358平方メートルになります。令和3年と令和6年から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、耕作者変更のため合意解約になります。次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。</p> <p>続きまして、申請番号5番、貸し手、 、 様、借り手、 、 様。申請地は を含みます田2筆、合計面積は917平方メートルになります。令和6年1月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約になります。次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。</p> <p>続きまして、申請番号6番、貸し手、 、 様、借り手、 、 </p>

	<p>様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地はの田1筆、合計面積は783平方メートルになります。令和2年12月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、転用のため合意解約になります。次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。</p> <p>続きまして、申請番号7番、貸し手、様、借り手、様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地はの田1筆、合計面積は1,538平方メートルになります。平成29年3月から10年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、自作のため合意解約になります。</p> <p>続きまして、申請番号8番、貸し手、様、借り手、様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地はの田1筆、合計面積は1,683平方メートルになります。令和2年2月から10年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、転用のため合意解約になります。次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。</p> <p>最後に、申請番号9番、貸し手、様、借り手、公益財団法人香川県農地機構。申請地はの田1筆、合計面積は886平方メートルになります。令和3年8月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、耕作者変更のため合意解約になります。次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>報告第2号につきましての事務局の説明が終わりました。この案件につきましても、双方合意の上での書類提出となっております。</p> <p>ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼します。では、議案第1号 農地法第3条の許可申請について説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人はの様、譲受人はの様。申請地はほか1筆の田、合計面積は2,260平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は5,933平方メートル、農作業歴は3年、通作距離は300メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人はの様との様、共有名義に</p>

	<p>なっています。譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか1筆の畑、合計面積490平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具については、トラックを1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は490平方メートル、農作業歴は30年、通作距離は10キロメートル、農作業常時従事日数は270日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号3番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■■■■■の田、面積375平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具についてはトラクターを1台、農舎を52平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は2,297平方メートル、農作業歴は39年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号4番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は松崎の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■■■■■ほか2筆の田、合計面積2092平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具についてはコンバイン、田植機、トラックを各1台、トラクターを3台所有しています。申請農地取得後の経営面積は3万7,705平方メートル、農作業歴は20年、通作距離は200メートル、農作業常時従事日数は340日となっています。</p> <p>続きまして、申請番号5番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■■■■■ほか1筆の田、合計面積5,043平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台保有しています。申請農地取得後の経営面積は、5,043平米、農作業歴は10年、通作距離は15キロメートル、農作業常時従事日数は200日となっています。</p> <p>以上の5件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第1号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお伺いして審議いたしたいと思ひます。</p> <p>まず、申請番号1番を議題といたします。補足説明よろしくお願いたします。</p>
<p>三谷委員</p>	<p>それでは、発表いたします。だらだら言いますので、冒頭に、この案件に対して何の問題もございません。この方、■■■■さんという方、推進委員と一緒に行ったんですけれども、移住者、テレビに出てもおかしくない形で、子どもが7人おって、この■■■■の地に空き家を求めて田んぼをしようということです。コンバイン、田植機とか軽トラックとかをそろえとったので、やる気があるのやなと思ひました。ひやかし半分に、前回、お米をたくさん食べるので、年間1トンぐらい食べるんですけど、私も2トンぐらい食べるんで</p>

	<p>すよねと、大きくなったら。否定はしませんでした。にこっとして。そういうおもしろい話もしたんですけど、今回、■■■さんの田んぼは、作るのにお金が要るといことで皆さん敬遠しとったんですけど、結構きれいな2筆の田んぼでございました。一応、トラクターで、草を生やしてないといことで、今回、縁あって無償で移住者の■■■さんに譲るといこといことで、ほかにもかやが生えて、モアでも大変なところも次から次、ここも借りたいんやとい話を聞いて、そういう方がおって、はじめて農地も守られるんやなど。スマート農業とか世間では言ってますけれども、東かがわの田舎、やっぱりこんな人がまた新たな風を吹いてくれたらいいかなとい感想で、帰ってまいりました。問題ございません。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番については、問題はないとい補足説明を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。補足説明よろしくお願いたします。</p>
田中委員	<p>以前、先月やったと思うんですけど、聞いたところとあんまり変わりはないので、用途は一緒といことです。別に問題ないと思うので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないといご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号3番を議題といたします。補足説明よろしくお願いたします。</p>
笹井委員	<p>先日、譲受人の■■■様、こちら息子さんになるんですけども、こちらのほうとお会いしましてお話を聞いてまして、世帯内での贈与となりますので、管理もされていて、地も引かれとったので、特に問題ないかなと思ます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号3番につきましても、問題はないといご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号4番を議題といたします。補足説明よろしくお願いたします。</p>

松枝委員	<p>それでは、説明させていただきます。先般、譲受人の■■■さんのところへ参りましてお話を聞きましたところ、■■■さんのほうも息子さんもおられるんですけども、農地を継ぐ意思がないということで、今般、荒れついておりました農地を返還しまして、新たに取得するというごこととでございます。申請農地については、既にきれいに耕作しております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号4番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号5番を議題といたします。補足説明よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>黒川委員については欠席の連絡も頂いておりませんので、この後、すぐ確認を取りますので、この案件は後に回していただいでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、申請番号5番、黒川委員のほうへアポを取りまして、後でまたご審議いただきたいと思ひますので、この1件を除いたほか4番までの件に関しましては、問題はないとご回答を頂きましたので、許可相当として処理をいたしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、1件でございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料は、第8回の委員会の資料と同内容になり、省略をいたしてあります。所有者のほうは、■■■、■■■様、申請地は■■■ ■■■、畑で188平方メートルでございます。■■■から■■■へ入り、西へ約300メートルに位置する第1種農地です。変更後の利用目的は宅地拡張です。基盤整備、■■■を平成2年から10年に追加しておるところではありますが、平成6年に事前の非農地協議において宅地に換地されていたものとして、農地転用の許可を得ずにカーポートなどに利用しておりました。今般、農家住宅の拡張をしていることが無断転用に該当するということを知って、是正するものでございます。農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であること、また、本件は無断転用ではございますが、始末書等の提出がなされていることなどから、計画は適当であると思われまひます。よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。</p>
会長	<p>この案件につきましても、黒川さんの案件でございますので、今、事務局のほうでご本人さんと連絡を取り合っていますので、事務局の説明だけを頂いた上で、後ほど、補足説明を頂いて、ご審議を頂きたいと思ひますので、</p>

	<p>よろしくお願いをいたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、1件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についての説明をいたします。議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、申請人は■■■■の■■■■様、承継者は■■■■の■■■■様でございます。申請地は■■■■、畑、662平方メートルでございます。もともと申請者■■■■様の亡き父、■■■■様が、娘さんの住宅建築を目的として申請地を取得しておりましたが、未着工になっておりました。■■■■様は既に■■■■で住居を構えており、転用事業が遂行できないといったところで、今回、住宅用地を探していた■■■■様と話がまとまり、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものでございます。こちらの転用を取り消してしまいますと、名義も元の所有者に戻ってしまいますので、許可自体を承継し、事業計画を変更するというものでございます。転用申請につきましては、後に議案第4号の農地法第5条転用の許可の申請番号2番に出てまいりますので、そちらで説明をさせていただきます。</p> <p>以上、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については、計画は適当であると思われまます。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局のほうから議案第3号につきまして説明がございました。この案件につきましては、次の議案第4号と関連がございますので、こちらのほうで補足説明を頂いた上でご審議を頂きたいとおもいますので、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、8件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地法第5条の許可申請について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料のほうは第8回の農業委員会の議案資料と同内容のため省略しております。</p> <p>申請地は■■■■、畑で98平方メートルほか1筆、計2筆の290.53平方メートルでございます。譲渡人は■■■■の■■■■様ほか1名、譲受人は■■■■の■■■■様。所有権の移転でございます。■■■■■■■■■■については、登記地目が宅地になっておりますが、現況が畑になっており、農家台帳にも記載されておりますので、農地法の許可案件になります。漁業を営んでいる譲受人が、駐車場と漁具などを置く資材置き場がなく探していたところ、居住地にも近い申請地を見つけ、所有者との話がまとまったということでございます。雨水排水については自然沈殿、汚水はありません。隣接農地の関係者等の調整もできており、事業計画、被害防除計画等も妥当であり、問題はないと思われまます。</p>

続きまして、申請番号2番、議案書資料のほうは、こちらのほうも省略させていただきます。申請地は[]、畑、662平方メートルで、所有権移転の案件でございます。先ほどの議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請の農地でございます。譲受人の[]様が、子どもが大きくなって現在の住居では手狭になったため、新築をするものであります。こちらのほうも事業計画等、問題はないと思われま

す。申請番号3番、議案書の資料、こちらのほうも省略をさせていただきます。譲渡人が[]、[]様、譲受人は同じく[]の[]様、申請地は[]、田、175平方メートルでございます。[]と[]沿いで、[]から南へ約400メートルに位置する第2種農地です。変更後の利用目的は、米の収納用倉庫、農業用車両置き場でございます。

申請番号4番、議案書資料のほうはこちらも省略させていただきます。こちらの案件は、令和7年11月25日付で農振除外の事前協議済の案件でございます。譲渡人は[]の[]様、譲受人は譲渡人が理事長を務める[]でございます。申請地は[]、田、417平方メートル。[]沿いの[]から南へ約400メートルに位置する第2種農地でございます。変更後の利用目的は、[]の公用車駐車場です。

続きまして、申請番号5番、議案書のほうが12ページのほうになります。[]、田で498平方メートルでございます。譲渡人は[]の[]様、譲受人は[]の[]様ほか1名でございます。こちらのほうは、転用後の目的は、非農家の自己住宅ということでございます。

申請番号6番、譲渡人は[]の[]様、譲受人は孫の[]様。申請地は[]、田の351平方メートル。こちらのほうは農地法の第4条のほうで協議いただきます案件と同じ所有者の方で、第1種農地でございます。変更後の利用目的は、分家住宅でございます。親族の居住近くで適地の候補地を探しておったところ、なかなか土地がなく、申請地は祖父母の住宅地に隣接しており、立地条件もよく、友人・知人も多いということで、この申請地に住居を構えたいということでの申請でございます。

申請番号7番、申請地は[]、田、259平方メートルを含みます2筆263.78平方メートルでございます。譲渡人が[]の[]様、譲受人が同じく[]の[]様でございます。転用後の利用目的は、非農家の自己住宅でございます。

申請番号8番、申請地が[]、畑で1,078平方メートルでございます。譲渡人が[]の[]様、譲受人が[]様でございます。転用後の目的は太陽光発電設備用地でございます。

	<p>以上、前回の農振除外のときと地域計画に変更等で説明をさせていただいておりますので、簡単に説明をさせていただきました。</p> <p>以上の申請については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であること、また、近隣の農地所有者等の同意も得られており、計画は適当であると思われま。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第4号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたします。</p> <p>まず、申請番号1番を議題といたします。よろしくをお願いいたします。</p>
田中委員	<p>これは先月聞いたのと同じ内容で、タコつぼとか漁の網を置くという資材置き場です。前とあまり変わりはないので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番につきましては問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。先ほどご説明いたしましたように、議案第3号の申請番号1番と議案第4号の申請番号2番は一括議題とさせていただきますので、補足説明のほうをよろしくをお願いいたします。</p>
松枝委員	<p>それでは説明をさせていただきます。承継後の事業計画変更、これはもうやむを得ないと思います。皆様のご意見を頂いたらと思います。許可申請につきましては、先般の地域計画の変更時に説明があったとおりでございますけど、その時点で、前にもちょっと言ったと思うんですけど、 との境界が不明瞭であるということと言ったと思うんですけど、この間、現地に行ってもそのままでありましたので、再度、もめ事がないようにしておきたいのあれば、きちんと境界線でしとくほうがいいんじゃないかなと思います。それ以外については、周辺は農地がありませんので、全く問題はないと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請番号2番につきまして、1点だけ委員のほうから、境界線をちゃんとはっきりしておいたほうが後々、皆様方がスムーズにいくんじゃないかなということをアドバイスしたということで、後は問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>議案第3号の1番と議案第4号の申請番号2番について、皆様方にご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p>

	<p>続きます、申請番号3番を議題といたします。申請番号3番の補足説明をよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>申請番号3番については、前回と変わりなく、何も問題がないということで、中野推進委員さんのほうから連絡を頂いております。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、中野推進委員のほうから答弁を、事務局のほうからいただきました。問題はないというご回答でございます。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 それでは、申請番号4番を議題といたします。補足説明よろしく願いいたします。</p>
砂川委員	<p>4番は、[]から400メートルぐらい南に下がった[]の、今度、[]のほうへ向かって新しく道がついております。そこにかかるとる土地になります。もともと[]の[]さんという人が持ったんやけど、お寺に道入れるんやったらもう寄付しますという話で、[]さんが一応、その残りの残地、ここに417平方メートルあるんですけど、そこに駐車場をこしらえて、[]のバスとか自動車あたりを置ける駐車場を作りたいと。それで現場を見たんですけど、ちょうど新しく入る道の入り口になる場所で、そこにスペース的に車を置くんだったら、別に異存はないのかなと思いました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号4番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きます、申請番号5番を議題といたします。補足説明をよろしく願いいたします。</p>
榎本委員	<p>説明したんですけど、問題ないと思いますので、審議のほう、よろしく願いします。</p>
会長	<p>申請番号5番につきましても、問題はないというご回答いただきました。ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 申請番号6番につきましてもお待ちいただいて、7番を先に。何か連絡頂きましたか。どうぞ。</p>
事務局	<p>6番のほうを先に。</p>
会長	<p>議案第4号の6番を先に済まして、後からいきたいと思います。すみませ</p>

	ん、よろしくお願ひします。
事務局	失礼します。今回、黒川委員のほうに先ほど確認のほうをさせていただいて、今回の申請について特段問題ございませんということで、確認取れておりますので、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。
会長	ありがとうございます。申請番号6番につきましても、問題はないというご回答いただきました。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号7番を議題といたします。補足説明よろしくお願ひいたします。
三井委員	この件は、10月のこの場でご審議いただいております。全く問題ないと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号7番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。 続きまして、申請番号8番を議題といたします。補足説明よろしくお願ひいたします。
田中委員	この件も10月にご審議いただいて、特に問題ないと思われます。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号8番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第4号につきましては、8件とも異議なしということでございますので、許可相当として進達してまいりたいと思ひます。 では、ここで先ほどお預けしておりました案件につきましても、事務局のほうからご回答を頂きたいと思ひますので、まず最初に、議案第3号、よろしくお願ひいたします。
事務局	先ほどの議案第1号の、議案書でしたら8ページになります。
会長	議案第1号の5番をよろしくお願ひいたします。
事務局	ページでしたら8ページになります。こちらの譲渡人が■■■■様、譲受人が■■■■様の案件になりますが、こちら、先ほど黒川委員のほうに確認したところ、申請について特段問題ございませんということで回答いただいておりますので、よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

会長	ただいま、申請番号5番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思いますが。
松井委員	■■■■、ちょっと知り合いなんですけど、■■■■で車屋とタイル屋をしようなんですけど、■■■■本人が今後、管理していく予定なんですか。事務局が分かる範囲でいいんですけど。奥さんの里が、多分、■■■■の山のほうなんで、その絡みでそっちでするので、相続云々の分で関係しとるんやったらええんですけど、多分、本人はもうようせんと思うんですけどね。
事務局	失礼します。申請いただいているのが、奥様のご実家が申請地の近くということと、申請上、■■■■様ご自身が年間で200日農作業するというので、申請いただいております。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	よろしいでしょうか。それでは、問題はないということでございましたので、この案件につきましては、許可相当として、先ほど4件とともに、申請番号5番まで許可相当として処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第2号の第4条の許可申請についての申請番号1番につきまして、補足説明をよろしくお願ひいたします。
事務局	同じように、今回、申請につきまして、特段問題ございませんということで、回答いただいておりますので、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。
会長	それでは、農地法第4条の許可申請についても、問題はないというご回答を頂きました。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、許可相当として進達してまいりたいと思います。 それでは、続きまして議案第5号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月34件63筆ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第5号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明させていただきます。議案書は13ページから30ページになります。 今回は通常の貸借の申請に加え、所有権移転が4件ございます。 初めに、議案書28ページから29ページ、申請番号31番から34番をご覧ください。こちらの申請につきましては、令和7年度第9回農業委員会においてご審議いただきました、農地機構が農地所有者から借り受けた農地でございます。今回の申請では、当該農地を農地機構から売り渡す申請でございます。 初めに、申請番号31番、譲渡人は公益財団法人香川県農地機構、譲受人は■■■■、■■■■様。申請地は■■■■、田1筆、面積は782平方メートルでございます。

	<p>続きまして、申請番号32番、譲渡人は公益財団法人香川県農地機構、譲受人は■■■■、■■■■様。申請地は■■■■を含みます田3筆、面積は2,436平方メートルでございます。</p> <p>続きまして、申請番号33番、譲渡人は公益財団法人香川県農地機構、譲受人、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■、田1筆、面積は1,949平方メートルになります。</p> <p>最期に申請番号34番、譲渡人、公益財団法人香川県農地機構、譲受人、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■を含みます田4筆、合計面積は4,391平方メートルでございます。</p> <p>それでは、議案書30ページの集計欄をご覧ください。合計を報告させていただきます。賃借権の転貸5件、使用貸借権の転貸25件、合計30件54筆、先ほどの所有権移転も含めました総合計は34件63筆、合計面積、7万9,914平方メートルになります。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。所有権移転4件を含めまして総合計の34件63筆、7万9,914平方メートルにつきましてご異議等ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしということで、適当である旨を答申していきたいと思えます。</p> <p>続きまして、議案第6号 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。それでは議案第6号 非農地証明願について説明いたします。議案書31ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料は1ページから3ページになります。申請人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田、92平方メートル。■■■■から西に約500メートルの場所に位置する農地で、第2種農地となります。こちらの案件が、令和7年4月に農地法の制限除外の異動届の提出があった土地で、議案書資料3ページを見ていただいたら写真が載っているんですけども、現在、農地上に農業用の倉庫が建っているような状態になります。農用地区域外であって2アール未満の農地については、農業用施設に供する場合については非農地証明できるというふうな規定があり、東かがわ市において、直近、同様の案件はなかったんですけども、香川県だったり近隣市町に問い合わせた結果、同様の案件は非農地証明しているということでした。よって、今回の非農地証明については適当であると思われますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第6号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いたします。</p>

田中委員	<p>それでは説明いたします。非農地証明、私も初めて聞いて、よく分からなかったのですが、事務局のほうへ電話をかけて確認を取りました。そして、土地家屋調査士さんのほうにも電話しまして聞いたら、私はこれでずっとやってきよるんやと。インターネットで調べたら、農地法の施行規則第29条の1号というのに、そういうのが載ってました。これはもう既に家も建ってますし、確かに農業用の倉庫というのは間違いないので、問題ないと思われま。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地元委員のほうから申請番号1番につきましては、問題はないというご回答頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしということで、議案第6号につきましては、非農地として証明をいたしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月、新規1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第7号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、ご説明いたします。議案書32ページをご覧ください。</p> <p>今月は■■■■様、新規1件になります。東かがわ市■■■■在住の■■■■様で、目標営農類型は水稲、サトウキビ、ホワイトアスパラ、ブロッコリー、オクラを中心とした複合経営です。居住地は■■■■ですが、農地は■■■■にあり、現在、既に水稲、アスパラガスを栽培されておりますが、今後は栽培品目を増やすことで、繁忙期を分散しながら栽培管理の徹底により収量を増やし、経営の安定化を目指します。5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は400万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。なお、本計画の作成に当たって、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人と協議を行った上で計画の作成を行っております。以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局のほうから説明が終わりましたが、補足説明、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>では、私のほうから、小海のエリアの推進委員の水口健一さんからご意見をもらっております。水口さんのほう、小海のご担当になっておりまして、ご意見をお聞きしたところ、特に問題はないということで、ご意見を預かっております。よろしくご審議お願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>推進委員さんのほうから問題はないというご回答を頂いております。また、先ほど事務局のほうからご説明がございましたように、行政のほうとご本人さんにご協議の上での書類提出となっております。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>

	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしということで、適当と認められましたので、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第8号 地域計画変更申出に係る意見聴取について、今月2件でございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第8号 地域計画変更申出についての説明をいたします。議案書のほうは33ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、資料は4ページから6ページでございます。申出地は■■■■■■■■■■、田で415平方メートルでございます。申請人は■■■■、■■■■様でございます。転用目的は、非農家の自己住宅ということで■■■■の■■■■様でございます。こちらの方は北側に約3年ほど前に転用の案件がありましたすぐその隣のところの用地でございまして、転用者のほうが■■■■様でございますが、子どもの成長とともに手狭になったため、また、子どもたちの健全な育成環境を整えるためにも新しい住宅の建設が必要であるということで申し出がございました。</p> <p>申請番号2番、■■■■■■■■■■、田で、こちらは農業振興地域でございます。1,194平方メートル。申請人が■■■■の■■■■様。こちらのほうは、本人さんの牛舎の建設ということでございます。申請者は農業と畜産を営んでおりまして、令和4年に南側に2,300平方メートルの牛舎を建設して、約120頭のオリーブ牛を飼育しておりますけれども、今度、その北側のほうに、自己所有農地に子牛の専用の牛舎を建設したいということでの計画でございます。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。議案第8号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>まず、申請番号1番を議題にいたしたいと思いますが、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
安部委員	<p>皆さん、こんにちは。先日、推進委員さんと一緒に案件の聞き取りに行き、本人立ち合いの書類と照らし合わせた結果、何ら問題なかったということで確認しました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。補足説明よろしくをお願いいたします。</p>
安部委員	<p>この案件も、■■■■さん、本日立ち合いの下、書類と照らし合わせた結果、何ら問題ないかということで確認しましたので、以上です。</p>

会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。議案第8号につきましては、2件とも問題はないということでございましたので、認めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、報告案件2件、議案第8号まで、皆様方からご審議を頂きまして、ご決定を承りました。ありがとうございます。日程第2のほうは、これで終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、日程第3、その他、1月の農業委員会について、事務局よりよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。次回、来年、新年1月の農業委員会の日程についてお知らせします。1月の農業委員会につきましては、20日が火曜日ですので、1月20日火曜日、この3階大会議室で13時30分から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>1月の農業委員会につきましては、1月20日火曜日、13時30分から本会場にて開催いたしますので、ご日程のほう、よろしく願いいたします。</p> <p>ほかに事務局のほうからございませんでしょうか。</p>
会長	<p>事務局、ございませんか。ないようでしたら、委員のほうからご質問等がございましたら、承りたいと思いますが、ございませんか。</p>
	(「なし」の声あり)
会長	<p>ないようでしたら、本委員会を終了してよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>それでは、職代のほうから閉会の言葉を頂きます。</p>
会長職務 代理人	<p>～会長職務代理人あいさつ～</p>